

# 公益通報について

本学では、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって本学の法令遵守（コンプライアンス）の推進に資することを目的として「国立大学法人山梨大学公益通報者保護等に関する規程」（平成18年4月1日施行）を制定し、職員等からの相談又は通報に対応するための窓口を甲府キャンパス及び医学部キャンパスに設置しています。

相談及び通報の方法等は、以下のとおりです。

## 【相談・通報方法】

### ・甲府キャンパス

電話：055-220-8002（内線：8002）

メール：総務部総務課長の個人アドレス

FAX：055-220-8799

書面：<郵送先>

〒400-8510 甲府市武田4-4-37

国立大学法人山梨大学 総務部総務課 公益通報窓口 宛

面会：総務部総務課（本部棟4階）

### ・医学部キャンパス

電話：055-273-6738（内線：2007）

メール：医学域事務部総務課長の個人アドレス

FAX：055-273-7108

書面：<郵送先>

〒409-3898 中央市下河東1110

国立大学法人山梨大学 医学域事務部総務課 公益通報窓口 宛

面会：医学域事務部総務課（管理棟2階）

## 【参考】

・国立大学法人山梨大学公益通報者保護等に関する規程（別紙）

・消費者庁ホームページ「公益通報者保護制度」

<http://www.caa.go.jp/planning/koueki/index.html>

・公益通報ハンドブック

<http://www.caa.go.jp/planning/koueki/shuchi-koho/files/handbook2014.pdf>

本件に関する問合せ先：総務部総務課（内線：8004）

## ○ 国立大学法人山梨大学公益通報者保護等に関する規程

制定 平成18年 4月 1日  
改正 平成28年 3月 29日

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）に勤務する常勤職員（有期雇用職員を含む。）、非常勤職員及び派遣職員（以下「職員等」という。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報に対する適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって本学の法令遵守（コンプライアンス）の推進に資することを目的とする。

### (窓口)

第2条 職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口（以下「相談窓口」という。）を総務部総務課及び医学域事務部総務課に設置する。

### (通報の方法)

第3条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面及び面会とする。

2 窓口担当者は、電話及び面会以外の方法で通報又は相談があったときは、通報者等に対し、速やかに受領した旨を通知するものとする。ただし、匿名の場合はこの限りではない。

### (通報者及び相談者)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用者（以下「通報者等」という。）は、職員等及び本学の取引事業者の労働者とする。

### (調査)

第5条 通報された事項に関する事実関係の調査は、総務部総務課長又は医学域事務部総務課長が行う。

2 総務部総務課長又は医学域事務部総務課長は、調査する内容によって、関連する部署の職員で構成する調査チームを設置することができる。

3 総務部総務課長又は医学域事務部総務課長は、調査結果を速やかに学長に報告するものとする。

### (協力義務)

第6条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に対して協力を求められた場合には、調査に協力しなければならない。

### (是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになったときは、本学は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じるものとする。

### (処分)

第8条 学長は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合は、当該行為に関与した者に対し、国立大学法人山梨大学職員就業規則、国立大学法人山梨大学有期雇用職員就業規則又は国立大学法人山梨大学非常勤職員就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき、懲戒することができる。

### (個人情報の保護)

第9条 第2条及び第5条に規定する事項に関する職員は、通報又は相談された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

(通知)

第10条 本学は、通報者に対して、調査結果及び是正結果を、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知するものとする。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第11条 窓口担当者以外の者が相談又は通報を受けた場合においても、本規程に基づき誠実に対応するように努めなければならない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。